

## 監事の意見書

農業災害補償法第40条第1項の規定により平成27年4月27日理事より提出された平成26年度事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分(案)、不足金処理(案)の各事項の調査を遂げその正確適正なることを認めます。

平成27年5月29日

山口県農業共済組合

代表 監 事 大賀 克己

監 事 安野 正純

監 事 袴田 光夫